平成２２年（フ）第１５８号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊７丁目３番40号
債務者　小川　統代
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８９号
福岡県遠賀郡水巻町二西１丁目１番６号
債務者　山口れい子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９２号
北九州市若松区大字畠田924番地
債務者　川手　順一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９３号
北九州市若松区大字畠田924番地
債務者　川手由美子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９４号
北九州市門司区葛葉３丁目５番20号
債務者　小川　智子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９５号
北九州市八幡西区青山３丁目４番１―301号
債務者　岸　貴美子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２０６号
北九州市小倉北区三萩野２丁目４番20―401号
債務者　南　ツギ子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９４号
青森市幸畑５丁目27番17号　県営住宅Ｇ―２―６
債務者　秋元　則子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田12番地33
債務者　高木　麻衣
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４６号
青森県弘前市大字大町３丁目５番地６　大竹大町ビル内市営大町住宅503号
債務者　吉田たつみ
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４７号
青森県青森市浪岡大字浪岡字淋城100番地１フラット淋城Ａ―103
債務者　山口　寿彦（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３５１号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目29番８号　好荘105
債務者　小林　武夫
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１３４０号
北九州市戸畑区菅原２丁目12番18号
債務者　成本　嘉徳
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８号
長野県伊那市西春近8800番地１　雇用促進住宅２・303号
債務者　大石　　健
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第９号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1032番地43北湯舟県住233号
債務者　長田　和美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１１号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪1332番地19
債務者　岩波　　猛
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１２号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪1332番地19
債務者　岩波　理妙
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所伊那支部